

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	53
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002194.html">http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002194.html</a>

執行機関名 新宿区長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって規則で定めるもの【新宿区立住宅管理条例(平成9年新宿区条例第25号。)第2条第4号に規定する特定住宅の管理に関する事務】
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)第3条別表区長の項第6号 区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	法定事務該当なし 地域優良賃貸住宅制度要綱第1条(特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅)	新宿区住宅管理条例第1条、第2条第1項第4号
⑥事務の趣旨又は目的	この要綱は、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う制度を確立し、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における区立住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。 第2条第1項第4号 特定住宅 新宿区規則(以下「規則」という。)で定める基準に従い区民住宅としての用途を廃止した住宅について、特に規則で定める期間に限り引き続き特優賃法規則に定める基準の範囲内の収入のある者に対して使用させる住宅(当該住宅に相当するものとして区が新たに設置する住宅を含む。)及びその附帯施設をいう。
⑦独自利用事務の関連規範		新宿区立住宅管理条例 新宿区立住宅管理条例施行規則